

蒲郡市国民保護協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市国民保護協議会条例(平成18年蒲郡市条例第10号)第6条の規定に基づき、蒲郡市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長代理)

第2条 会長に事故があるときは、蒲郡市副市長である委員がその職務を代理する。

(会議の招集)

第3条 協議会の招集は、会議の日時、場所及び議題を示した文書をもって、招集すべき日の7日前までに委員に通知しなければならない。ただし、急を要するときはこの限りではない。

(委員の代理者)

第4条 委員は、やむをえない事情により協議会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の場合は、第1号様式により会長に届け出なければならない。

(異動等の報告)

第5条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第40条第4項第1号から第3号まで、第7号及び第8号の委員並びに蒲郡市国民保護協議会条例第5条の幹事に異動等があるときは、第2号様式によりすみやかに会長に報告しなければならない。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、協議会の議決により会議の一部又は全部を公開しない旨を決定した場合は、この限りでない。

- (1) 蒲郡市情報公開条例(平成10年蒲郡市条例第1号)第6条第1項各号に掲げる非公開情報が含まれる事項に関して調査審議を行う場合
- (2) 会議を公開とすることにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(会議録)

第7条 会長は、会議を開いたときは会議録を作成する。

2 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 会議に付した案件及び議事の経過
- (4) 議決した事項
- (5) その他参考事項

3 会議録は、出席した委員のうち会長が指名する2名が署名する。

4 会議録の保存年限は、5年とする。

(幹事の任期)

第8条 幹事の任期は2年とする。ただし、補欠の幹事の任期は、前任者の残任期間とする。

2 幹事は、再任されることができる。

(幹事会)

第9条 委員に対する連絡調整等を行うため、必要に応じて幹事会を開催する。

2 幹事会は会長が招集し、あらかじめ会長が指名した者を議長とする。

3 幹事は、やむを得ない事情により幹事会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

4 前項の場合は、第3号様式により会長に届け出なければならない。

(庶務)

第10条 協議会に関する庶務は、蒲郡市危機管理課において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年11月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月13日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

蒲郡市国民保護協議会
会長 様

機関（会社）名
職・氏 名

蒲郡市国民保護協議会運営要綱第4条第2項の規定に基づき、下記の者を代理出席者として、届け出ます。

記

委員代理出席者

職 名

氏 名

第2号様式（第5条様式）

年 月 日

蒲郡市国民保護協議会
会長 様

機関（会社）名
職・氏 名

蒲郡市国民保護協議会運営要綱第5条の規定に基づき、異動の状況を報告します。

記

1 種別

委員 ・ 幹事

2 職・氏名

〔前任者〕

〔後任者〕

3 異動事由

人事異動 ・ 退職 ・ その他（ ）

4 事由発生年月日

年 月 日

※ 該当する部分を○で囲んでください。

第3号様式（第9条関係）

年 月 日

蒲郡市国民保護協議会
会長 様

機関（会社）名

職・氏 名

蒲郡市国民保護協議会運営要綱第9条第4項の規定に基づき、下記の者を代理出席者として、届け出ます。

記

幹事代理出席者

職 名

氏 名
